

個人情報ファイル簿（単票）

【総務部法制室】

個人情報ファイルの名称	文書管理・電子決裁システム	
行政機関等の名称	久留米市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部法制室	
個人情報ファイルの利用目的	全庁の個人情報を含む文書の起案から決裁までの決裁情報の管理及び当該文書の保存のために利用する。	
記録項目	1 住所、2 氏名、3 性別、4 生年月日など全庁で決裁文書に付される全ての個人情報	
記録範囲	久留米市の業務に関連する者	
記録情報の収集方法	本人、公用請求により官公署等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部総務課 (ただし、文書の所管課による。)	
	(所在地) 〒830-8520 久留米市城南町15-3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受けける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受けける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備 考		

作成日（最終修正日）： 令和5年 4月 1日